新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程を次のように定める。

平成27年２月27日

新潟県病院事業管理者　　若　月　　道　秀

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後

別表（第２条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	79	新潟市以外の市部	37	町村部	28
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			100		49		38
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			210		97		75

改　　正　　前

別表（第２条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	92	新潟市以外の市部	45	町村部	37
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			120		60		49
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			250		120		98

			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			520		240		190
			外径が1メートル以上のもの			1,000		490		380
		（略）								
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	（略）	新潟市部	1,700	新潟市以外の市部	810	町村部	630
（略）										

備考　（略）

			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			620		300		250
			外径が1メートル以上のもの			1,200		600		490
		（略）								
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	（略）	新潟市部	2,100	新潟市以外の市部	1,000	町村部	820
（略）										

備考　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。